

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

1 改正理由

営業者による旅行者等の需要の多様化に対応したサービスの提供を図るため旅館業の施設の構造設備の基準及び衛生措置の基準を緩和するとともに、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行及び旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第21号）による旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）の一部改正に伴い所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 引用している旅館業法施行令の条項を改めることとする。（第2条関係）
- (2) 次に掲げる旅館業の施設の構造設備の基準を廃止することとする。（第2条関係）
 - ① 浴室の床及び浴槽には、耐水性の材料を用いること。
 - ② 浴室には、上がり用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。
 - ③ 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。
 - ④ 便所には、収容定員に応じた適当な数の大便器及び小便器（大便器を兼ねるものを含む。）を設けること。
 - ⑤ 簡易宿所営業の階層式寝台の最上段と天井の間隔は、おおむね1 m以上とすること。
 - ⑥ 簡易宿所営業の共同炊事場又は共同洗濯場の床には、耐水性の材料を用いること。
 - ⑦ 下宿営業の客室に衣類、寝具その他日用品を保管する設備又は場所を設けること。
- (3) 次に掲げる旅館業の施設の衛生措置の基準を廃止することとする。（第5条関係）
 - ① 採光及び照明による照度は、客室、応接室、食堂等において40ルクス以上とすること。
 - ② 最下階の客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にすること。
 - ③ 排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。

- ④ 客室その他適当な場所には、くず入れを備えておくこと。
 - ⑤ 客室の収容定員は、ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の洋室の客室の有効床面積4.5㎡につき1人、和室の客室の有効床面積3.3㎡につき1人等を超えないこと。
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(1)及び(4)の一部は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成30年6月15日）から施行することとする。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(清純な環境の確保)</p> <p>第一条 旅館業を営もうとする者は、旅館業の施設の設置に当たつては、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）以下「法」という。）第一条の目的を尊重し、清純な教育環境及び生活環境（以下「清純な環境」という。）が損なわれることのないように十分配慮しなければならない。</p> <p>2 知事は、清純な環境の確保を図るため、旅館業を営もうとする者に対して必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第二条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第一条第一項第八号、第二項第七号及び第三項第五号の条例で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 簡易宿所営業の施設に共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。</p> <p>(一) 宿泊者の需要を満たすことができる十分な広さとする事</p> <p>(二) 宿泊者が調理をし、又は洗濯をするための適当な設備を備</p>	<p>(清純な環境の確保)</p> <p>第一条 旅館業を経営しようとする者は、営業の施設の設置に当たつては、旅館業法（以下「法」という。）第一条の目的を尊重し、清純な教育環境及び生活環境（以下「清純な環境」という。）がそこなわれないように十分配慮しなければならない。</p> <p>2 知事は、清純な環境の確保を図るため、旅館業を経営しようとする者に対して必要な助言、指導その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第二条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第一条第一項第十一号、第二項第十号、第三項第七号及び第四項第五号の条例で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 浴室の床及び浴槽には、耐水性の材料を用いること。</p> <p>三 浴室には、上がり用湯又は上がり用水を供給する設備を設けること。</p> <p>四 浴室には、湯気抜きのための設備を設けること。</p> <p>五 便所には、収容定員に応じた適当な数の大便器及び小便器（大便器を兼ねるものを含む。）を設けること。</p> <p>六 簡易宿所営業の施設にあつては、次のとおりとすること。</p> <p>(一) 階層式寝台を有する場合は、最上段と天井の間隔は、おおむね一メートル以上とすること。</p> <p>(二) 共同炊事場又は共同洗濯場を設ける場合は、次のとおりと</p>

えること。

(衛生措置の基準)

第五条 法第四条第二項の規定による旅館業の施設の衛生措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 略

二 寝具類は、常に清潔を保ち、敷布、布団カバー、枕カバー及び寝衣は、客一人ごとに洗濯したものをを用いること。

三 十一 略

十二 便所の手洗設備には、石けん、消毒液等を常備し、供用の手拭い等を備え付けないこと。

十三 旅館業の施設の内外は、常に清潔を保ち、ねずみ及び衛生害虫の防除に努めること。

すること。

(1) 宿泊者の需要を満たすことができる十分な広さとするこ

(2) 宿泊者が調理をし、又は洗濯をするための適当な設備を備えること。

(3) 床には、耐水性の材料を用いること。

七 下宿営業の施設にあつては、客室に衣類、寝具その他日用品を保管する設備又は場所を設けること。

(衛生措置の基準)

第五条 法第四条第二項の規定による営業施設 の衛生措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 略

二 採光及び照明による照度は、次のとおりとすること。

(一) 客室、応接室、食堂等 四十ルクス以上

(二) 調理場及び配膳室 五十ルクス以上

(三) 浴室、洗面所、便所等 二十ルクス以上

四 廊下及び階段 二十ルクス以上(深夜にあつては十ルクス以上)

三 最下階の客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にすること。

四 排水設備は、常に汚水の排出に支障のないようにすること。

五 寝具類は、常に清潔を保ち、敷布、布団襟、枕覆い及び浴衣は、客一人ごとに洗濯したものをを用いること。

六 客室その他適当な場所には、くず入れを備えておくこと。

七 十五 略

十六 便所の手洗設備には、石けん又は消毒薬を常備し、供用の手拭い等を備え付けないこと。

十七 営業施設 の内外は、常に清潔を保ち、ねずみ及び衛生害虫の防除に努めること。

十八 客室の収容定員は、次に定めるところにより算出した人数を超えないこと。

(一) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業

(1) 洋室 客室の有効床面積四・五平方メートルにつき一人

(2) 和室 客室の有効床面積三・三平方メートルにつき一人

(二) 簡易宿所営業

(1) 法第三条第一項の規定による旅館業の許可の申請に係る

宿泊者の数を十人以上とする営業施設

ア 洋室 客室の有効床面積三平方メートルにつき一人

イ 和室 客室の有効床面積二・五平方メートルにつき一人

人

ウ ア及びイの規定にかかわらず、階層式寝台を有する場

合にあつては、客室の有効床面積二・二五平方メートル

につき一人

(2) 法第三条第一項の規定による旅館業の許可の申請に係る

宿泊者の数を十人未満とする営業施設 客室の有効床面積

三・三平方メートルにつき一人

2 知事は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号

）第五条第一項各号に掲げる施設及び団体客を収容する場合については、前項第二号及び第十八号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。

(参考)

旅館業における衛生等管理要領の改正について（平成29年12月15日付け）

国では、旅館業に関する衛生の向上等を目的とした技術的助言として、衛生等管理要領を定めており、今般、旅館業規制の見直しに関する意見（平成28年12月6日規制改革推進会議決定）を踏まえ、次の規定等（アンダーライン部分に限る）が削除され、規制緩和が図られた。

【旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」別添3）】

I 略

II 施設設備

第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

1～14 略

(浴室)

15 浴室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

(1) 略

(2) 床面（排水溝を含む。(3)において同じ。）、内壁（床面から1m以上（腰張りを含む。））及び浴槽は、耐水性を有する材料を用いて築造すること。（条例第二条第1項第二号関係）

(3)～(4) 略

(5) 浴室は、湯気を適切に排出できる構造であること。（条例第二条第1項第四号関係）

(6) 略

(7) 浴槽及び洗い場は、次の構造設備であること。

1) 略

2) 共同浴室に設ける場合は、次に掲げるところによること。

a～e 略

f 洗い場には、収容定員に応じて適当な数の上り用湯及び上り用水を供給する設備（以下「給水(湯)栓」という。）を有し、当該湯及び水が飲用不適なものにあっては、その給水(湯)栓の周囲のよく見える場所に飲用不適である旨の表示を掲示すること。

（条例第二条第1項第三号関係）

g～m 略

(8)～(11) 略

16～19 略

(便所)

20 便所は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1) 略

(2) 便所は、宿泊者等の利用しやすい位置に設け、収容定員に応じ適当な数を有すること。

なお、共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、おおむね同数の割合で便所を設け、その便器は、収容定員(便所を付設する客室の定員を除く。)に応じて適当な数を備え付けること。

なお、便器の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましいこと。この場合、大便器と小便器の割合は、原則としてほぼ同数にすること。

1) 収容定員が30人以下の場合

		収 容 定 員					
		1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30
便器数	大便器	1	2	2	3	3	4
	小便器	1	1	2	2	3	3

2) 収容定員が31人以上300人以下の場合は、10人増加するごとに1個の割合で30人までの便器数7個に加算すること。

3) 収容定員が301人を超える場合は、20人増加するごとに1個の割合で300人までの便器数34個に加算すること。 (条例第二条第1項第五号関係)

(3)～(10) 略

21～45 略

第2 簡易宿所営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。

(1)～(6) 略

(7) 階層式寝台の上段と下段及び最上段と天井の間隔は、それぞれおおむね1m以上であり、また下段の寝台は、床面からマットレス上面までの高さが0.35m以上であること。

(条例第二条第1項第六号(一)関係)

(8)～(12) 略

2～5 略

6 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)から(10)までに準じて設けることが望ましいこと。

7 略

8 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

9～11 略

第3 下宿営業の施設設備の基準

1 客室は、次の要件を満たす構造設備のものであること。

(1)～(3) 略

(4) 客室には、寝具及び宿泊者の携行物品等を十分に収納できる押入等の保管設備を設けること。 (条例第二条第1項第七号関係)

(5) 略

2～3 略

4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の15(浴室)の(1)から(10)までに準じて設けること。

5 略

6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の20(便所)に準じて設けること。

7～11 略

第4 略

III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準

1～4 略

(施設一般)

5 施設においては、排水施設の場合は、常に排水に支障が生じないように保ち、また、客室の床が木造の場合は、床下の通風を常に良好な状態に保つなど防湿に関する適当な措置を講じること。 (条例第五条第1項第三号、第四号関係)

6 略

(宿泊)

7 1客室に宿泊させる宿泊者の数は、次に定める床面積の割合により計算した数を超えないようにすること。

(1) 洋室については、おおむね4.5㎡以上につき1人。

なお、6.5㎡以上につき1人とすることが望ましいこと。

(2) 和室については、おおむね3.3㎡以上につき1人。

なお、5㎡以上につき1人とすることが望ましいこと。

(3) 簡易宿所営業(宿泊者の数を10人未満として申請がなされた施設の場合)については、3.3㎡以上につき1人とすること。

簡易宿所営業(宿泊者の数を10人以上として申請がなされた施設の場合)については、寝台のないところの場合は、2.5㎡以上(3.3㎡以上が望ましいこと。)につき1人、寝台を有する場合は、3.0㎡以上につき1人、階層式寝台を有する場合は、おおむね4.5㎡以上につき1人(寝台2層で1人とみなす。)とすること。

- (4) 下宿営業については、前記(1)及び(2)に準じること。
- (5) ホテル営業、旅館営業の施設については、団体宿泊客、家族旅行者等を宿泊させる場合において特別の事情があり、公衆衛生の保持に支障がないと認めるときは、1客室に宿泊させる宿泊者の数を前記(1)及び(2)に定める数を超えてその和室の場合2.5㎡以上につき1人、洋室の場合は3.0㎡以上につき1人の割合で計算した数まで増加することができるものであること。 (条例第五条第1項第十八号関係)

8～24 略

(照明)

25 照明設備は、次に掲げるところにより措置すること。

- (1) 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

また、6月に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。

- (2) 施設内の各場所は、次の表の照度を有するものであることが望ましいこと。

なお、宴会場又はホールその他これに類する場所にあつては、その営業の特殊性から付帯照明設備により20ルクス以上150ルクス以下で照明しても差し支えないものであること。

照度の基準

場 所	照度(ルクス)	測定地点
・ 玄関帳場又はフロント	700～1,500	作業面
玄関、会計事務室、荷物受渡台、・ 客室机、 ・ 洗面鏡	300～700	玄関は床面、客室等の机は 作業面、洗面鏡は主に対人 物鉛直面照度、その他は作 業面
宴会場又はホールその他これに類する場所	150～700(舞台照 明は含まない)	床面
事務室、食堂その他飲食に使用する場所	150～300	作業面(約80cmの高さ)
ロビー、便所	70～300	床面
娯楽室、脱衣場、客室、階段、廊下	70～150	〃
非常階段、廊下	30～70	〃
浴室	30～150	〃
客室、廊下、階段の夜間専用照明設備	1.5～3	〃
上記以外の場所	100以上	床面から約80cmの高さ

(注) ・印の作業場所は、局部照明を併用することによって必要な照度を得ることができる。

(条例第五条第1項第二号関係)

26～37 略

IV～VII 略